

被扶養者の申請に必要な添付書類一覧（実父母・実祖父母・兄弟姉妹の場合）

- ◆扶養申請の内容によって、TOTO健康保険組合より追加で添付資料を求める場合がございます。
- ◆複数の項目に該当する場合は、各項目の添付書類が必要です。
- ◆下記表に限らず、「その他収入」がある場合は、その金額が確認できる書類をご提出ください。
- ◆直近に加入していたのが国民健康保険もしくはTOTO健康保険組合の場合は『健康保険資格喪失証明書』は不要です。
- ◆75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方は後期高齢者医療制度へ加入対象となるため、扶養できません。

対象者の状況	添付書類（全て写しをご提出ください）		書類入手先	
	◀ ◎：必ず提出する書類、△：該当する場合のみご提出ください ▶	△に該当するもの		
全員	◎ 被保険者との続柄が確認できるI・IIいずれかの書類 I：世帯主・続柄・世帯全員の記載がある「住民票」 ※個人番号（マイナンバー）・本籍の記載がないもの ※発行後3ヶ月以内のもの II：住民票で被保険者との続柄が確認できない場合は「戸籍謄本 または 戸籍抄本」 ※本籍の記載部分は、見えないように黒く塗りつぶしてください ※発行後3ヶ月以内のもの	-	市区町村役場	
全員	◎ 所得証明書 または 非課税証明書	-	市区町村役場	
全員	◎ 健康保険資格喪失証明書 ※直近が国民健康保険もしくはTOTO健康保険組合の場合は不要	-	前勤務先 または 前加入健康保険組合	
収入なし	△ 廃業届	事業等を廃業	税務署	
	△ 送金証明書（直近6ヶ月分）	別居の場合	金融機関	
	△ いずれか1つ	1年以内に退職	退職証明書	前勤務先
	△ 離職票1・2 または 雇用保険資格喪失確認通知書		ハローワーク	
	△ 雇用保険受給資格者証 雇用保険受給延長通知書		受給終了	ハローワーク
△ 雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知（両面：支給終了の記載があるもの）	受給終了	ハローワーク		
収入あり	△ 給与見込証明書（扶養加入希望月以降、未来12ヶ月分の証明）	パート・アルバイト等で就労中	勤務先	
	△ 最新の確定申告書かつ収支内訳書	自営業者・個人事業主	税務署	
	△ 送金証明書（直近6ヶ月分）	別居の場合	金融機関	
	△ 最新の年金・恩給裁定通知書、改定通知書、振込通知書、決定通知書 ※受給内容・受給額の変更がある場合は、年金見込額照会回答票	年金を受給（中）予定	年金事務所 または 前勤務先	
	△ 出産手当金決定通知書、傷病手当金支給決定通知書、休業補償支給決定通知書など	休業補償給付等を受給中 または 受給していた	前加入健康保険組合 または 労働基準監督署	